

預金・貸出・リース業務ガイドライン

1. 事業側面と持続可能な社会実現

- 預金・貸出・リース業務に携わる金融機関には、本業を通じて、環境・社会問題の解決に貢献することが期待されている。その役割は、業務内容や顧客特性に応じて多岐に亘るが、各署名会社が社会の持続可能性に配慮した金融仲介機能(情報生産機能、リスク負担機能)の発揮に努めることにより、資金の出し手、受け手双方に様々な好影響をもたらすことが期待出来る。
- 環境対策を始め、社会の持続可能性に資する分野において生じる新たな資金需要に応えるための仕組みの開発、リスク分析能力を活かしたプロジェクトの適切な誘導、あるいは、リース機能を活用したエコプロダクツの普及促進など、持続可能な社会実現に向けた対応は、文字通り預金・貸出・リース業務にとって、本業の遂行のなかで追求しうる課題である。

2. 具体的な取組み

上記課題に対応し、具体的な取組みを検討するにあたり、以下に掲げる業態共通または業態固有の既存の基準類を参考にする。

【全業態共通基準】

- ・ ISO26000 社会的責任規格(2010年11月)
- ・ 日本経団連「企業行動憲章 実行手引き」(2010年9月改定)

【業態独自基準】

- ・ 全国銀行協会「行動憲章」(2005年11月)
- ・ 全国銀行協会「銀行業界の環境問題に関する行動計画」(2001年9月)
- ・ 全国信用金庫協会「信用金庫業界の環境問題に関する行動計画」(2007年7月)
- ・ 全国信用金庫協会「信用金庫の環境問題への取組みに関する指針」(2010年11月)
- ・ 全国信用組合中央協会「信用組合業界の環境問題に関する行動計画」(2007年10月)

3. 取組事例の主な切り口

署名会社は、以下に例示されるような切り口で主体的に取り組むことが推奨される。

(1) 本業の商品・サービスの開発において持続可能性への配慮を組み込む

- ・ 融資先企業の環境・社会に配慮した経営手法や設備の導入、関連ビジネスの競争力強化の取組みを支援する
- ・ 環境リスクの高まりが、取引先企業の経営等に与える影響の把握に努める
- ・ 大規模な開発案件への融資については、そのプロジェクトが社会・環境に与える影響を評価し、影響が著しい場合には融資先に対して対策を求めるなど必要な措置を講ずる
- ・ 様々なステークホルダーと連携し、地域における資金循環の確保に努める
- ・ 環境関連インフラの整備など、持続可能な社会の構築に重要な分野における新たな資金需要に応えるための金融の仕組みを提供する
- ・ エコ預金など、持続可能な社会形成に資する金融商品を開発・普及促進する
- ・ リース業務においては、リースの持つ金融機能と設備調達機能を活用し、環境性能の高い機器・設備の普及や、省エネルギー・省資源化の取組み支援、リース終了後の物件の3Rと適正処理の推進などにより、持続可能な社会に寄与する

(2) 業務プロセスに持続可能性への配慮を組み込む

- ・ 申込書、約款、証券、マニュアル等、バリューチェーン全体で使う紙などの資源について、グリーン調達に留意し、使用量削減や再資源化に取り組む
- ・ オフィスや社用車、人の移動・物流などから排出されるCO₂の削減計画を立案、実践する
- ・ 店舗、備品等の調達に際し、資源の循環利用に留意するなど、設備投資における環境性能を考慮する

(3) 社会へ情報を発信し、さまざまなステークホルダーに働きかける

- ・ 環境関連商品の目的や効果についての適切な表示・開示を行う
- ・ お客様と協力し、店舗の節電や帳票のペーパーレス化など、環境負荷低減に取り組む
- ・ 環境問題に関する普及啓発活動（学校教育・消費者教育など）に努める
- ・ 地域の自然保護活動、生物多様性の保全活動など、社員参加型の社会貢献活動を推進する
- ・ 環境に関する情報を企業間で仲介することにより、環境産業の発展に資するよう努める

る

- ・ お客様へ環境問題に関する国内外の情報等を紹介することにより、お客様の環境問題に対する認識の向上に資するよう努める

以 上